

木津川漁業協同組合京内共第 7 号
第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、木津川漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた京内共第 7 号第五種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、こい、ふな、うなぎ、はえ及びます類をいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場の区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ組合に申請して、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭若しくは組合が別に定める様式による。なお、年券甲については所定の顔写真を添付して申請しなければならない。
- 3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、当該水産動物の保護培養に関して組合員若しくは他の遊漁者(第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 10 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。
- 4 第 1 項の承認を受けた者は、直ちに、第 6 条第 1 項の遊漁料を同条第 3 項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁の方法等)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる漁具漁法により、ウ欄の規模においてエ欄の期間内でなければならない。

ア魚種	イ漁具漁法	ウ規模	エ期間
あゆ	手釣、竿釣	同時に使用する 場合 2 竿以内	5 月 26 日から 12 月 31 日までの期間内 で、組合が定めて公表する期間
	素掛け		
	投網、刺網	1 人 2 統以内 網目 3cm 以上	8 月 16 日(正午)から 12 月 31 日まで 友釣専用区内は 9 月 1 日(正午)から 12 月 31 日まで
こい	手釣、竿釣	同時に使用する 場合 2 竿以内	1 月 1 日から 4 月 30 日まで 6 月 1 日から 12 月 31 日まで
	投網、刺網	1 人 2 統以内 網目 3cm 以上	
ふな	手釣、竿釣	同時に使用する 場合 2 竿以内	1 月 1 日から 4 月 19 日まで 5 月 21 日から 12 月 31 日まで
	投網、刺網	1 人 2 統以内 網目 3cm 以上	
うなぎ・はえ	手釣、竿釣	同時に使用する 場合 2 竿以内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	投網、刺網	1 人 2 統以内 網目 3cm 以上	

ます類	あまご	手釣、竿釣	同時に使用する 場合 2 竿以内	3 月 1 日から 9 月 30 日まで
	にじます			1 月 1 日から 12 月 31 日まで
こい ふな		ごっそり網	1 人 2 統以内 網目 9cm 以上	8 月 1 日から 12 月 31 日まで
あゆ・こい・ふな うなぎ・はえ		水眼鏡、水視 眼鏡を使用し て行う漁法		7 月 25 日(正午)から 9 月 15 日まで

2 漁場区域内に次の表のとおり、ア欄の区域においてイ欄の期間にあゆ友釣専用区を設ける。

ア区域	イ期間
笠置大橋上流端から笠置発電所堰堤までの木津川本流	5 月 26 日から 9 月 1 日(正午)までの期間内で、組合が定めて公表する期間
笠置発電所堰堤上流 150m から大河原発電所下流 150m までの木津川本流	

3 前 2 項の公表は、組合の掲示板及び第 6 条に規定する遊漁料の納付場所に掲示し、かつ、必要があるときは、京都新聞にこれを掲載するものとする。

(禁止区域)

第 4 条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄の区域内においては、ウ欄の期間は採捕をしてはならない。

ア魚種	イ区域	ウ期間
全漁業権魚種	高山ダム上・下流 300m の区域	周年
	大河原発電所堰堤上・下流 150m の区域	
	笠置発電所堰堤上流 150m の区域	

(体長制限)

第 5 条 次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア魚種	イ全長	
こい	15cm	
ふな	6cm	
うなぎ	30cm	
ます類	あまご	12cm
	にじます	15cm

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、年券においては次の表の額の20%以内、日券においては50%以内をそれぞれ、加算できるものとする。

魚種	漁具漁法	期間	遊漁料
あまごを除く 全魚種	第3条に規定する漁具漁法 (ごっそり網漁法を除く)	年券(甲)	9,500円
		日券(甲)	3,100円
あまご	手釣、竿釣	年券(あまご)	5,200円
		日券(あまご)	2,100円
あまご あゆ 以外の魚種	手釣、竿釣	年券(乙)	4,700円
		日券(乙)	700円
	高山ダムにおける 手釣、竿釣	日券	900円
全魚種	ごっそり網漁法	日券	組合員証又は年券(甲)を所持するものは、10人まで14,000円。 1人増すごとに700円加算

- 2 あゆにかかる日券は、解禁日から10日間は発行しないものとする。
- 3 遊漁料の納付は、組合事務所又は組合の指定する場所においてしなければならない。ただし、遊漁する場所においては、漁場監視員に納付することができる。
- 4 次の表のア欄に掲げる者の遊漁料は第1項の規定にかかわらずイ欄のとおりとする。この場合の遊漁料は、組合事務所において取り扱うものとする。

ア遊漁する者の区別	イ遊漁料
小学生以下の者	免除
身体障害者	第1項に規定する各料金の2分の1の額
高齢者(満75才以上)	

(遊漁承認証等に関する事項)

第7条 組合は、第2条第3項の承認をしたときは、別記様式1の遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を交付するものとする。

- 2 組合は漁場が著しく混雑すると判断したときは、遊漁承認証の発行を停止し、遊漁者の数を制限することができる。
- 3 遊漁承認証は遊漁承認証に示す本人に限り有効であり、遊漁者が他人に貸与し、又は譲渡し、及び他人から借用し、又は譲受してはならない。
- 4 遊漁承認証は、再交付しない。ただし、特に組合が認めた場合は再発行することができる。
- 5 組合は、あらかじめ理事会において承認した枚数の範囲内で招待券を発行することができる。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁するときは必ず遊漁承認証を携帯しなければならない。漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、漁場の環境を美しく保全することに努めなければならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の履行に関して、必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式(2)の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は標章を着けるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

(適用除外)

第11条 この規則のうち遊漁の承認、漁具漁法等の制限若しくは禁止区域に関する規定は、組合の承認を得て行う資源調査のための目的に限り適用しない。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要なものは、別に定める。

(附則)

この規則は、平成26年4月10日から施行する。